

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	薬局管理者の兼務の許可		
根拠法令及び条項	医薬品医療機器等法第7条第4項ただし書き		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 法令の基準 ・那覇市医薬品医療機器等法施行細則第2条 ・薬局の管理者が業として兼務できるのは次の場合 (薬局の管理者としての義務を遂行するにあたって支障を生ずる恐れがないと認められるときのみ許可) ①非常勤の学校薬剤師 ②指定介護支援事業の管理者 ③介護支援専門員 ④その他保健所長が認める場合		
審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日	令和4年12月20日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(5日) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成27年2月1日
所管部署	健康部 生活衛生課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。